



# 東大阪市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1・目的

東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、東大阪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2・位置付け

アクションプログラムは、東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。

## 3・取組内容・目標・実績

	令和8年度取組内容	令和8年度目標
計画	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i)住宅の耐震診断費用に対する一部補助を実施</li> <li>ii)木造住宅の補強設計費用や耐震改修費用に対する一部補助を実施</li> </ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢令和7年度は鴻池町周辺地区2,000戸にDMを送付(令和17年度までに対象全戸にDMを送付予定)</li> </ul> </li> <li>ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進</li> <li>➢耐震診断後一定期間経過しても耐震改修工事を行っていない方に対してDM等による耐震化促進を実施</li> </ul> </li> <li>iii)改修事業者の技術力向上等※府内全域で実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施</li> <li>➢耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>IV)市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢耐震化の必要性の周知を実施</li> <li>➢市内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施</li> <li>➢リーフレットによる制度概要等の周知・啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢木造住宅に対する耐震診断費補助戸数:200戸</li> <li>➢木造住宅に対する耐震改修工事費補助戸数:30戸</li> </ul>
	前年度までの実績	<p>木造住宅に対する耐震補助戸数</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>令和6年度 耐震診断:140戸 耐震改修工事:29戸</p> <p>令和7年度 耐震診断:119戸 耐震改修工事:15戸</p>
自己評価	前年度(令和7年度)の取組実績	改善策
	<p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢市内の住民を対象に耐震診断セミナーを実施(6月)</li> <li>➢耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない方に対して耐震改修セミナーを実施(3月)</li> <li>➢四条町周辺地区1,927戸にDMを送付</li> <li>➢DMの送付にあわせ相談会を実施</li> <li>➢市報、ホームページ等の広報を実施</li> </ul>	<p>防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。</p>
	前年度(令和7年度)の課題	事業の推進に向け、補助制度の利用促進を図る必要がある。